



時事寸考

こんにちは、施設長・医師の吉田晴彦です。1 リットルの水の重さがほぼ1キログラムであることは皆さんご存知だと思いますが、これは決して偶然ではなくて、もともと「1kg」が「1ℓの水の重さ」と定義されていたからです。ちなみに1ℓは一辺10cm(0.1m)の立方体の体積ですが、1mは北極から赤道までの子午線長の1000万分の1と定義されていました。したがって、地球1周がほぼ4000万メートル、すなわち4万キロメートルであることも偶然ではありません。さてキログラムの方ですが、水の密度は温度によって変わることが解り、先ほどの定義に水の密度が最大になる「4℃における」という条件が加わりました。しかし、これも気圧などの影響を受けるため、結局、白金とイリジウムの合金で国際キログラム原器が作成され、その質量がkgの定義となります。国際キログラム原器はフランスのパリ郊外にある国際度量衡局に保存されていて、複製が日本を含めて各国に配布されています。原器は二重の気密容器によって真空状態で保存されていますが、表面吸着などで時間とともにわずかに重くなるのが解っています。しかも複製の間で変化量にばらつきがあります。このためkgの定義が変更されることになりました。来年決定されるはずの新定義では、質量 m と静止エネルギーとの関係式 $E=mc^2$ (c は真空中の光速) と、振動数 ν の光子エネルギー $E=h\nu$ (h はプランク定数) から、1kg とは振動数 c^2/h の光子のエネルギーに等価な質量ということになるようです。そんな超高エネルギー光子を創ることは不可能で、実際にはワット天秤というものを使うようなのですがその仕組みはよく理解できませんでした。ともかく国際キログラム原器がお役御免になるのは確かなようです。



イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

◆8月26日(土) アンサンブル・ベルファム 訪問コンサート
【アンサンブル・ベルファムの皆さん】



事務室からのお知らせ

「介護保険負担割合証」の有効期限が平成29年7月31日までとなっております。8月1日から有効となる新たな負担割合証をご提示いただきますようお願いいたします。

- ・ ロングステイをご利用の皆様
窓口でご提示いただくか、コピー(原本不可)を郵送ください。
- ・ ショートステイをご利用の皆様
8月(次回)ご利用時にお持ちください。
- ・ デイケアをご利用の皆様



原本またはコピーを連絡帳に挟んでお持ちください。

なお、「介護保険負担限度額認定証(※該当者のみ)」は、確認をさせていただきます月からの適用となりますので、ご了承ください。

各証書のご提出は、8月19日(土)までをお願いいたします。期日までのご提出が難しい方は、ご相談ください。

ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

栄養科より今月の一押しメニュー



8月の行事食は6日(日)土曜の丑の日です。昼食には“うなぎちらし寿司”を用意する予定です。うなぎは古くから栄養価の高い食材として知られています。その他、ズッキーニやナスを使った“夏野菜カレー”、“枝豆ご飯”など季節の食材を取り入れた献立になっています。旬の食材は、味が良いだけでなく栄養も満点です。夏限定のおやつ“ソフトクリーム”が今月も各フロアをまわります。暑さに負けないよう、食事をしっかり摂り、元気にお過ごしください。



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

寄与分(第5回-扶養型)

寄与分とは相続財産の中から一定の部分について優先的に配分を受ける制度をいいます。(民法904条の2)。寄与分のある相続人は、自分の相続分に寄与分を加えた財産を相続することができます。

今回は、亡くなった方を扶養していた方に寄与分が認められるための条件をお話します。

扶養型に寄与分が認められるかどうかには賛否両説がありますが、寄与分を認めた裁判例も一定数出されています。

もともと、親族間には扶養義務があるため、扶養型で寄与分が認められる範囲はかなり限定されています。

まず、被相続人の方との身分関係に基づいて通常期待される程度を超える特別な寄与であることが求められます。言い換えると、単に被相続人を引き取って生活の面倒を見たり、わずかな期間一時的に生活費を援助したりしただけでは寄与分が認められることはありません。

また、寄与行為と財産の維持・増加との間に因果関係があることも必要です。例えば、単に精神的な支えになっているだけであつたりする事例では、寄与行為によって財産を維持・増加させたという関係が希薄であるため、寄与分は認められません(片岡武編『家庭裁判所における遺産分割・遺留分の実務』[日本加除出版、新版、平25]328-332頁参照)。

なお、寄与分を請求することができなかったとしても、被相続人の方を扶養していた場合、他の相続人にも応分の負担を請求できる可能性はあります。どこまで過去に遡って扶養料の分担を求められるかには議論がありますが、毅然としない場合には検討してみてもよいだろうと思います。

寄与分に関するルールはかなり複雑です。また、扶養料の請求もご自身で行うには負担が大きいのではないかと思います。こじれ易い問題でもありますので、トラブルをお抱えの方は、ぜひご相談ください。

長くお話を続けてきましたが、遺留分に関しては、次回の財産管理型で一つの区切りとさせていただきます。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話)03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2017年7月25日発行 vol.122 編集:島田・諸町・橘



園芸活動

去年に引き続き 2 階北側バルコニーにて園芸活動として、利用者さんと一緒に夏野菜を育てています。

実際に水や土に触れ、太陽の光を浴びながら自然を感じて頂き楽しく収穫が出来たらと思い取り組んでおります。



緑からだんだん美味しそうな赤色
に変わってきました！



大きくて、みずみずしい
きゅうりも収穫！



他の野菜の収穫も楽しみです！